

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和7年 7月31日
交付年月日	令和6年 8月 1日
被保険者番号	12345678
住所	西原町字与那城140番地の1
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 4月30日
医療取得年月日	平成20年 4月 1日
有効期日	平成30年 8月 1日
一部負担金の割合	2割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 9 4 7 3 2 9 3 沖縄県後期高齢者医療広域連合 沖縄県後期高齢者医療広域連合印

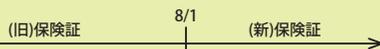
75歳以上の方へ

後期高齢者医療保険

※令和6年8月から保険証が切り替わります

新しい保険証について

- “(新)保険証”は7月下旬までに郵送(※簡易書留)します。
※不在の場合は不在票(黄色)が投かんされます。
- “(新)保険証”は8/1(木)からのご利用となります。
※7/31(水)までは(旧)保険証をご利用ください。
- 色(ピンク)の変更はありません。



保険料の改正について

- 1 令和6・7年度の保険料が次のようになります。
※『均等割額』と『所得割率』は高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づき、2年毎に見直しを行います。

保険料率	令和6・7年度(A)	令和4・5年度(B)	比較(A-B)
均等割額	56,400円	48,440円	7,960円増
所得割率	11.6%	8.88%	2.72ポイント増

※詳しくは沖縄県後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。



保険料軽減制度の改正について

- 2 均等割額の軽減措置判定基準所得が改正されます。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等
7割軽減	「43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円」以下の世帯
5割軽減	「43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+29.5万円×世帯に属する被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+54.5万円×世帯に属する被保険者数」以下の世帯

※給与所得者等とは
 ・一定の給与所得者(給与収入55万円超)
 ・公的年金等に係る所得を有するもの
 (公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超 または、65歳以上で110万円超)

- 3 職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減措置について

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合等)の被扶養者だった方は、被保険者になった月から2年間は、保険料の均等割額が5割軽減されます。(所得割額は課せられません。)
 ※ただし、低所得者について、上記1・2の軽減対象となる方は、そちらの均等割軽減措置が適用になります。

【お問い合わせ】 健康保険課 後期高齢者医療係 ☎098-911-9163
 沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎098-963-8012

国民健康保険加入者のみなさまへ

令和6年度 国民健康保険税の納税通知書は7月中旬ごろお届けします。

- 納税義務者は世帯主です。
世帯主が国保加入者でない場合も、世帯主が国税の法的納税義務者となります。
納税通知書は、世帯主の方あてに届きます。
- 低所得者世帯への減額措置対象が拡大されます。(申請手続き不要)
- 国税の賦課限度額が引き上げになります。
104万円 → 106万円(令和6年度)
- 国税の税率が改定されました。



医療費の増加等により悪化する国保財政の単年度赤字解消のために税率改定が行われました。
 R6年度、R7年度と段階的に税率が上がります。※詳しくは、HPをご覧ください。

	所得割	均等割	平等割
医療分	R5 7.85% → R6 8.00% → R7 //	R5 19,300円 → R6 24,600円 → R7 26,900円	R5 22,300円 → R6 23,000円 → R7 23,400円
支援分	R5 2.85% → R6 2.80% → R7 //	R5 6,800円 → R6 8,400円 → R7 9,100円	R5 8,500円 → R6 8,100円 → R7 //
介護分	R5 2.30% → R6 // → R7 //	R5 7,300円 → R6 9,000円 → R7 9,800円	R5 5,300円 → R6 5,600円 → R7 5,700円



- 期限内の納付にご協力をお願いします。
事務の効率化などにつながる口座振替をおすすめしています!!

世帯員の中に未申告者がいる場合は低所得者に対する軽減がされません。所得が無い場合でも必ず申告しましょう!

普通徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納付期限	7/31(水)	9/2(月)	9/30(月)	10/31(木)	12/2(月)	1/6(月)	1/31(金)	2/28(金)
口座振替日	7/25(木)	8/26(月)	9/25(水)	10/25(金)	11/25(月)	12/25(水)	1/27(月)	2/25(火)
年金特徴	65歳以上~75歳未満の方のみの国保加入者世帯は、国税が原則年金天引となります。							

全期前納(口振)をご登録の方は、第1期落日(7/25)に引き落とされます。
 今回より、コンビニ納付とアプリ決済ができるようになりました。(期限を過ぎると利用できなくなりますのでご注意ください。)

- 忘れていませんか?

国民健康保険加入中の方が社会保険に加入した場合、マイナ保険証を利用していても国民健康保険の喪失手続きが必要です。必要書類については健康保険課までお問い合わせください。※国民健康保険へ加入する場合も同様に手続きが必要です。

国税を滞納すると・・・

国税を滞納すると、督促状や催告状が送付されるほか、延滞金が増え、結果的に納めなければならない額が増える場合があります。また、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があるほか、医療機関の窓口で、医療費の10割を負担することになる場合があります。

- ◆国税を納めたいけど納められない、そんな時にはまず相談! ◆

納付が困難な場合は、分割納付や減免制度があります。早めに相談ください。
 お仕事等で開庁時間内に来られない方でも、平日(月~金)午後6時まで徴収員が対応いたします。

納付ができないからといって放って置かないで、早めに窓口で相談してね!



【お問い合わせ】 健康保険課 賦課徴収係 ☎098-911-9163